特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	地方税に関する賦課事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、合せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

福井県越前市長

公表日

令和6年12月4日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	越前市は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の市民税、県民税に関する事務で取り扱う。 ①基本簿の作成（賦課期日時点での個人世帯状況の整理） ②申告等情報の受理 ③賦課決定・賦課更正及び税額通知の発送 ④住民基本台帳に記録されていない者の課税に伴う他自治体への通知（地方税法第294条第3項通知） ⑤他地方公共団体との税務調査・回答 ⑥給与支払者等からの各種申請・届出書の受理 ⑦個人住民税の減免申請書の受理及び承認・却下の決定通知 ⑧他地方公共団体への資料回送 ⑨税務署への扶養是正等非違事項連絡 ⑩所得・課税証明書の発行
③システムの名称	1. 住民税システム　2. 課税支援システム　3. 審査システム（eLTAX）　4. 国税連携システム（eLTAX） 5. 宛名システム　6. 番号連携サーバ　7. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
個人住民税特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市総務部税務課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3014
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録に際して住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順書を共有する。 ・ 特定個人情報を受け渡す際には、確実なマスキング処理を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・USBメモリを使用し特定個人情報を受け渡す際には、パスワードによる保護を行い、受渡し後は特定個人情報を含むファイルを削除するとともに、それらについて管理職の確認を受け、管理簿に記録する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度職員を含む。）等に対し、毎年マイナンバー制度や情報セキュリティ対策に関する研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月14日	Ⅱ１．対象人数、３．取扱者数	平成２７年９月１日時点	平成２８年９月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅰ５　②所属長	税務収納課長　田中康和	税務収納課長　平野賢治	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
平成29年9月1日	Ⅱ１．対象人数、３．取扱者数	平成２８年９月１日時点	平成２９年９月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅰ５　②所属長	税務収納課長　平野賢治	税務収納課長　吉田ユカ	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年5月14日	Ⅰ５　②所属長	税務収納課長　吉田ユカ	税務課長　吉田ユカ	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年5月14日	Ⅰ５　①部署	税務収納課	税務課	事後	機構改革に伴う部署名の変更であり、重要な変更に該当し
平成30年5月21日	Ⅰ５　②所属長の役職名	税務課長　吉田ユカ	税務課長	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年7月2日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	平成２９年９月１日時点	平成３０年７月２日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和1年6月10日	Ⅳ　リスク対策	未記載	記載済	事後	新設事項について新たに記載した。
令和1年6月10日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	平成３０年７月２日時点	令和１年５月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和2年6月9日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	令和１年５月１日時点	令和２年６月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和4年8月18日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	令和２年６月１日時点	令和４年６月１日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和5年8月10日	Ⅰ５　①部署、８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する	越前市企画部税務課	越前市総務部税務課	事後	機構改革に伴う部署名の変更であり、重要な変更に該当し
令和5年8月10日	Ⅰ７　請求先	越前市総務部秘書広報課　0778-22-3428	越前市総務部人事・法制課　0778-22-3013	事後	機構改革に伴う担当課の変更であり、重要な変更に該当し
令和5年8月10日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和6年8月15日	Ⅱ１．対象人数、２．取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない。
令和6年11月15日	Ⅰ３法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない
令和6年11月15日	Ⅰ４②法令上の根拠	（情報提供） 番号法第19条第7号 別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （情報照会） 番号法第19条第7号 別表第二 27の項	（情報提供） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項 （情報照会） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	時点日の変更であり、重要な変更に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	Ⅳリスク対策　8．人手を介在させる作業、11もっとも優先度が高いと考えられる対策		（項目追加）	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更に該当しない。